

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	秋田リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 コア学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	理学療法学科	夜・通信	81 単位	12 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://core-akita.ac.jp/arc/public/ 刊行物「入学案内（パンフレット）」
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	秋田リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 コア学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

http://core-akita.ac.jp/financial_information/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任 期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	株式会社役員	2025. 5. 29 ～2027 定時 評議員会終 結時	経営責任者
非常勤	他学校役員	〃	産学等連携
非常勤	他学校役員	〃	医療教育
(備考)			

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	
設置者名	

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	秋田リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 コア学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
全ての授業科目担当教員から、2月末までに次年度授業計画を提出させ、3月中旬までには、科目ごとの到達目標、授業方法、内容及び成績評価法を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、学生に周知する。	
授業計画書の公表方法	https://core-akita.ac.jp/arc/public/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
成績評価については、学則第 2 3 条並びに別表 2 で合否判定基準及び評語を定めており、各授業担当者が学生の出席日数を把握のうえ、授業の開講全日数の 3 分の 2 以上出席している学生に対し、理解度を知るための試験の実施、レポート提出、さらに受講態度等を総合的に判断して成績評価と合否判定を行う。 なお、試験回数は各教員の判断による。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価の客観的な指標として、次のとおり可否判定基準及び標語を設定

標 語	S	A	B	C	D
指標の数値	90～100 点	80～90 点 未満	70～80 点 未満	60～70 点 未満	60 点 未満

※S、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

科目毎の平均点を明示し、学生個人の成績の現状を把握できるようにしている。
また、科目ごとの成績分布から学生個人の科目の理解度を確認し、苦手な科目に対する効果的な教育提供の指針を決定する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://core-akita.ac.jp/arc/public/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定に関しては、学則に定める授業科目を履修し、卒業要件単位数 124 単位を満たした者について、学科会議の議を経て学院長が認定する。

また、本学院においては、卒業試験として一連の臨床実習の単位取得後、本学院で重積してきた知識と技能の理解及び十分な臨床能力の習得力を問う「理学療法学特論」を設定し、一連の試験により単位認定となる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	秋田リハビリテーション学院
設置者名	学校法人 コア学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://core-akita.ac.jp/financial_information/
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療分野		医療専門課程	理学療法学科				○	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
4 年	昼	124 単位	93 単位	12 単位	23 単位	0 単位	0 単位	
			128 単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
160 人		158 人	0 人	8 人	62 人	70 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 全ての授業科目担当教員から、2月末までに次年度授業計画を提出させ3月中旬までに科目ごとの到達目標、授業方法、開講時期、内容及び成績評価法を記載した授業計画書（シラバス）を作成する。
成績評価の基準・方法
（概要） 学則第23条並びに別表2で合否判定基準と評語を定めている。各授業担当教員が学生の出席日数を把握し、授業日数の3分の2以上出席している学生に対して試験やレポート提出を実施し、受講態度等も総合的に判断して成績評価・合否判定を行う、（試験回数は各教員の判断による。）
卒業・進級の認定基準
（概要） 学則に定める授業科目を履修し、第29条に規定する卒業の要件を満たした学生について、学科会議の議を得て学院長が認定する。

学修支援等
(概要) 学年ごと、科目ごとの成績分布により、学生個々の理解度を把握し、弱点を抽出したうえで、個別面談による教育方針を探っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
40 人 (100%)	1 人 (2.5%)	37 人 (92.5%)	2 人 (5.0%)
(主な就職、業界等) 医療施設 32 人 介護施設 他 5 人			
(就職指導内容) 求人情報の提示、模擬面接試験の実施、就職説明会の開催、同窓会の開催			
(主な学修成果（資格・検定等）) 理学療法士国家試験受験資格の取得並びに高度専門士の称号付与 放送大学への入学・卒業による学士(教養)の取得			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
158 人	2 人	1.27%
(中途退学の主な理由) 進路変更 2 人		
(中退防止・中退者支援のための取組) 日頃から学生の動向を教員が観察し、異変が感じられた場合は、毎週開催する教職員学科会議の場で情報を共有し、家族との面談を行うなど対応しながら支援している。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
理学療法	400,000 円	900,000 円	590,000 円	その他:
	円	円	円	施設維持費 200,000 円
	円	円	円	実習経費(3・4年次) 390,000 円
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://core-akita.ac.jp/arc/public/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 本学院における教育理念、教育目的、教育目標、教育編成方針及び卒業認定方針に沿った教育がどの程度達成されているか、学校関係者評価委員からの評価を受け、より円滑で質の高い教育の展開と提供を目指すことを目的とする。 ○評価委員会の構成 1 定 数 若干名 2 構 成 医療施設関係委員 1 人 医療教育関係委員 1 人 企業等関係委員 1 人 3 評価委員会による評価を受け、教職員会議で報告のうえ改善策を協議し、新年度の活動方針に反映させる。		
学校関係者評価の委員		
所 属	任 期	種 別
秋田赤十字病院	2023. 12～2025. 11. 30	医療施設関係委員
秋田大学大学院	〃	医療教育関係委員
株式会社 サノ・ファーマシー	〃	企業等関係委員
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://core-akita.ac.jp/arc/public/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		
評価団体：一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構 受審年月：2022 年 12 月 16 日 (有効期間 2023. 4. 1～2028. 3. 31)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://core-akita.ac.jp/arc/public/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H105320100062
学校名（〇〇大学 等）	秋田リハビリテーション学院
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 コア学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		25人（ 0 ）人	26人（ 0 ）人	27人（ 0 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	－	12人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅱ区分	11人	－	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				27人（ 0 ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	-
3月以上の停学	0人
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	-
年間計	-
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	-	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	-	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。